

# 財政状況等一覧表（平成19年度）

(単位:百万円)

団体名 多気町

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
3,905	1,091	263	5,259

## 1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	7,682	7,256	427	327	260	7,307	
住宅新築資金等貸付特別会計	30	30	0	0	0	134	
一般会計等	7,713	7,286	427	327		7,441	

(注) 実質収支とは、形式収支から繰越財源分を差引いた額であり、純粋な収支をみる指標。

## 2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
水道事業会計	411	389	22	532	87	1,407	612	法適用
工業用水道事業会計	47	36	11	78	0	0	0	法適用
戸別合併処理浄化槽特別会計	113	111	1	1	16	175	49	
下水道事業特別会計	774	766	8	8	137	3,208	2,942	
農業集落排水事業特別会計	220	213	8	8	167	1,676	1,369	
国民健康保険特別会計	1,582	1,529	53	53	139	-	-	
老人保健特別会計	1,527	1,490	37	37	55	-	-	
介護保険特別会計	1,291	1,239	52	52	206	-	-	
公営企業会計等 計				769		6,466	4,972	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。  
 2. 法適用企業に係るもの以外のものについては「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。  
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△)で表示している。  
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

## 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
多気町松阪市学校組合	149	144	5	5	0	6	5	
多気学校給食センター管理組合	116	113	3	3	0	-	-	
市町職員退職手当組合(一般会計)	10,548	9,799	748	748	2,740	-	-	
市町職員退職手当組合(特別会計)	125	124	0	0	0	-	-	
市町職員退職手当組合(公平委員会特別会計)	4	2	2	2	0	-	-	
自治会館組合(一般会計)	158	153	6	6	4	-	-	
自治会館組合(特別会計)	423	421	2	2	0	-	-	
地方税管理回収機構	286	164	121	121	0	-	-	
松阪地区広域衛生組合	719	707	12	12	0	217	19	
松阪地区広域消防組合	2,873	2,847	26	26	0	1,069	107	
香肌奥伊勢資源化広域連合	915	888	27	27	0	2,294	298	
宮川福祉施設組合	123	114	9	9	0	0	0	
宮川福祉施設組合介護サービス事業	369	304	65	65	0	58	24	
松阪飯多農業共済事務組合	348	313	35	315	0	-	-	法適用
後期高齢者医療広域連合	1,157	1,083	74	61	0	-	-	
一部事務組合等 計				1,402		3,644	453	

## 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
多気東部土地開発公社	0	5	2	-	-	363	-	4	
地方公社・第三セクター等 計			2	-	-	363	-	4	

(注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

## 5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
財政調整基金		1,469	
減債基金		320	
その他充当可能基金		1,810	
充当可能基金 計		3,599	

- (注) 1. 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。  
 2. 財政調整基金とは、財源を調整する為の積立金で、災害や不況による予定外の支出に対応する。  
 3. 減債基金とは、地方債の償還を計画的に行う為の積立金。

## 6. 財政指標の状況

財政指標名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
実質赤字比率	4.15	6.21	2.06	△ 14.84	△ 20.00	水道事業会計		153.4	
連結実質赤字比率		20.82		△ 19.84	△ 40.00	工業用水道事業会計		165.6	
実質公債費比率	10.2	10.3	0.1	25.0	35.0	戸別合併処理浄化槽特別会計		8.9	
将来負担比率		51.0		350.0		下水道事業特別会計		10.8	
財政力指数	0.76	0.80	0.04			農業集落排水事業特別会計		22.7	
経常収支比率	80.5	80.7	0.2						

- (注) 1. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」・「資金不足比率」は負数(△～)で表示しており、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
2. 「資金不足比率」の早期健全化基準に相当する「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。
3. 実質公債費比率は、支出に占める地方債の償還額割合で、地方債の発行状況を判断する。
4. 財政力指数は、1未満だと財源不足を表し、高い方が財政に余裕がある事を示す。
5. 経常収支比率は、経常的に入ってくる歳入の何割が経常的に支出される経費(義務づけられて任意に節減できない)に使われたかということ。
6. 公営企業とは水道、電気、ガス等の事業。